

12月の窓口案内

助成や給付、生活上での相談など、市役所で受け付け。今月のお知らせを紹介します。

証明書発行の一時停止

コンビニエンスストアとアステ市民プラザ

問合せ	市民課 ☎(740) 1340 アステ市民プラザ ☎(740) 1115
-----	---

12月15日(金)午後6時～16日(土)終日、設備保守点検のため、コンビニ交付サービスが利用できなくなります。また、アステ市民プラザで証明書の発行ができません。詳しくはコンビニ交付サービスは市民課、アステ市民プラザの証明書発行は同プラザへ。

保険税(料)納付済額のお知らせ

希望者は登録が必要。登録済みの人は引き続き送付

問合せ	保険収納課 ☎(740) 1177 長寿・介護保険課 ☎(740) 1148
-----	---

1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税と後期高齢者医療保険料、介護保険料の「納付済額のお知らせ」は登録制です。登録済みの人には、引き続き送付します。

新たに送付を希望する人は、電話、または市ホームページから登録の申し込みをしてください。お知らせの発送は30年1月下旬ごろです。詳しくは国民健康保険税と後期高齢者医療保険料については保険収納課、介護保険料については長寿・介護保険課へ。

なお、確定申告などで社会保険料などの控除を申告する場合に、各保険税(料)の納付済額も所得合計額から差し引くことができます。

また、お知らせを添付しなくても、29年中に納付した領収証書、口座振替の場合は預金通帳で確認した金額、年金からの天引きの場合は「公的年金等の源泉徴収票」で申告できます。

【注意点】

登録があっても納付額がない場合は、送付しません。登録済みの人には、来年度以降も送付します。必要ない場合や世帯主の変更などがあれば、連絡をお願いします。

お知らせは、川西市に納付した分のみを記載しています。川西市から転出、または他市から転入した人は注意してください。

自己負担限度額を超えた額を支給

高額医療・高額介護合算制度申請の案内を送付

問合せ	国民健康保険課 ☎(740) 2006 県後期高齢者医療広域連合 ☎078(326) 2023
-----	--

国民健康保険と後期高齢者医療制度で、28年8月1日～29年7月31日の医療と介護の自己負担額(高額療養費などの支給がある場合は、その支給額を差し引いた負担額)を合計し、年間の自己負担限度額(7月に送付した「国保ガイドブック」または「後期高齢者医療の概要」を参照)を超えた場合、超えた金額が高額医療・高額介護合算療養費として後から支給されます。ただし、申請が必要で、500円以下は対象外。

また、住民票上同じ世帯でも、加入している健康保険が異なる場合は、別世帯となり合算できません。

対象者には、12月中旬以降に申請の案内を送付予定です。ただし、対象期間中に加入保険が変わっている場合などは案内できません。

自己負担の合計額が高額になっていると思われる場合は問い合わせてください。詳しくは国保加入者は国民健康保険課給付担当、後期高齢者医療保険加入者は県後期高齢者医療広域連合へ。

障害者控除の認定書を交付

申請が必要。おむつ代の医療費控除確認書も交付

問合せ	長寿・介護保険課 ☎(740) 1148
-----	----------------------

65歳以上で、12月31日(日)現在、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人に、「障害者控除対象者認定書」を交付(申請が必要)。障害者手帳などの交付を受けていなくても、29年分所得税と30年度市・県民税の「障害者控除」の対象になる場合があります。

なお、24年以降の認定申請書で「次年度以降の交付を希望する」にチェックした対象者には30年1月下旬に認定書を送付。総合事業における基本チェックリストによる事業対象者は、認定書交付の対象外です。

また、おむつ代で医療費控除を2年目以降も受ける場合、要支援・要介護認定者は、申請すれば、主治医意見書(寝たきり度や尿失禁の有無)を確認の上、「おむつ代の医療費控除確認書」を交付します。

マイナンバーカードの申請

入力や写真撮影を職員が補助。利用には予約が必要

問合せ	市民課 ☎(740) 1340
-----	-----------------

市民課に設置しているタブレット端末で、マイナンバーカードの申請ができるようになりました。インターネットで申請する際の入力や写真撮影を職員が補助します。希望者は、事前に市民課に連絡してください。

■意見提出手続(パブリックコメント)

行政活動に市民が参画する手法のひとつ(市参画と協働のまちづくり推進条例第9条に規定)。

「市の基本構想などを定める計画の策定・改廃」や「義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」など、市民生活に大きな影響のある計画などを決めるときに、素案ができた段階で趣旨や内容などを公表。広く市民などから意見を募集し、市の検討結果を公表する手続きのことです。

今後の市の方向性を決める、下の計画(案)について、市内在住・在学・在勤の皆さんから意見を募集します。各案は市ホームページに掲載する他、各担当課・室、市役所2階の市政情報コーナー、大和行政センター、各公民館、中央図書館などで閲覧できます。また、寄せられた意見は市の検討結果とともに、市ホームページなどで公表します(氏名などの個人情報公表しません)。なお、電話での意見の受け付けや意見に対する個別の回答はしません。詳しくは各計画の担当課・室へ問い合わせてください。

意見募集中の計画一覧

意見のある人は住所、氏名、年齢、性別、意見(書式自由)を書き、提出期限(必着)までに各課・室へ郵送(〒666-8501と課・室名で届きます)、またはファクス、メールで提出してください(市ホームページから提出可)。詳しくは各同課・室へ。
記号の意味①計画内容②閲覧・意見募集期間③担当☎電話番号☎ファクス番号✉E-mail

子ども・若者育成支援計画(案)

①特に思春期から40歳未満までの人を育成・支援するための計画②12月20日(水)～30年1月19日(金)③市役所3階のこども・若者政策課☎(740) 1246・☎(740) 1339・✉kawa0168@city.kawanishi.lg.jp

第5期地域福祉計画(案)

①社会福祉事業や地域福祉活動への市民参画などを図り、地域福祉を総合的に推進するための計画②12月25日(月)～30年1月24日(水)③市役所2階の福祉政策課☎(740) 1172・☎(740) 1311・✉kawa0027@city.kawanishi.lg.jp

市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)

①高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的に取り組む施策を明らかにし、介護保険事業を安定的で充実したものにするための計画②12月25日(月)～30年1月24日(水)③市役所1階の長寿・介護保険課☎(740) 1148・☎(740)

2003・✉kawa0182@city.kawanishi.lg.jp

市障がい者プラン2023(案)

①障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりの基本的な方向を定めるための計画②12月25日(月)～30年1月24日(水)③市役所1階の障害福祉課☎(740) 1178・☎(740) 1214・✉kawa0149@city.kawanishi.lg.jp

市健幸まちづくり計画(案)

①「健幸」につながるまちづくりの推進や、からだ・心・歯・口の健康づくり、食育の推進などの施策の基本的な方針を定めた計画②12月27日(水)～30年1月26日(金)③市役所北側の保健センター☎(758) 4721・☎(758) 8705・✉kawa0032@city.kawanishi.lg.jp

男女共同参画プラン改訂版(案)

①男女共に喜びと責任を分かち合い、生き生きと暮らせる社会の実現に向けて策定した第3次男女共同参画プランの中間見直し②12月18日(月)～30年1月18日(水)③市役所2階の人権推進室☎(740) 1150・☎(740) 1151・✉kawa0014@city.kawanishi.lg.jp

参画と協働のまちづくり推進計画(案)

①市や市民、コミュニティ組織、自治会、ボランティア、NPO、事業者などによる、魅力あふれるまちづくりを進めるための計画②12月25日(月)～30年1月23日(火)③市役所4階の参画協働室☎(740) 1600・☎(740) 1322・✉kawa0197@city.kawanishi.lg.jp

広く市民などから意見を募集
意見は市ホームページからも提出できます

皆さんのご意見を
募集します

